

四日市市告示第 449 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年6月29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	ときわ1号線	ときわ二丁目996-10 松本二丁目188-1	- 4.5~6.0	- 56.9	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		ときわ二丁目996-10 松本二丁目181-15	2.0~4.5 2.0~6.0	119.0 175.9	
2	六呂見14号線	大字六呂見字西浦502-1 大字六呂見字大工縄538-1	3.5~5.2 -	40.3 -	区域を変更する 幅員を変更する
		大字六呂見字西浦502-1 大字六呂見字大工縄538-1	2.0~5.0 2.0~5.2	335.0 335.0	
3	室山2号線	室山町字八幡1655 室山町字八幡1651-2	3.2 -	57.6 -	区域を変更する 幅員を変更する
		室山町字八幡1655 室山町字八幡1651-2	1.8~3.1 1.8~3.2	166.4 166.4	
4	松寺23号線	松寺一丁目117-6 松寺一丁目110-2	5.0~10.8 5.0~10.5	17.4 9.8	区域を変更する 幅員を変更する 延長を変更する
		松寺一丁目117-6 松寺一丁目82-1	4.8~10.2 4.8~10.8	66.8 76.6	